

クリーンウッド法の登録を受けるために P201

Rev.11

一般財団法人日本ガス機器検査協会

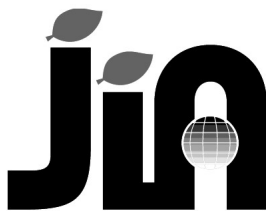
クリーンウッド法の登録を受けるために

How to Get the Registration of Clean Wood Law

管理番号：P201

参考規格 Applied Standards
クリーンウッド法審査登録実施事務規定 CWL

一般財団法人日本ガス機器検査協会
Japan Gas Appliances Inspection Association



〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10
JIA ビル
JIA Build, 4-10, Akasaka 1-chome, Minato-ku,
Tokyo Met. 107-0052

クリーンウッド法の登録を受けるために

1. クリーンウッド法とは

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が 2016 年 5 月 20 日に公布され、2017 年 5 月 20 日に施行されました。

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めています。

より詳細には、林野庁のクリーンウッド法を紹介している下記 HP をご覧ください

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

2. 審査登録とは

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年五月二十日法律第四十八号）第四章「木材関連事業者の登録」を受ける組織を、同法第五章「登録実施機関」が行う登録およびそのための確認業務を指します。この登録業務およびそのための確認業務は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年五月一日）で詳細を確認することができます。また JIA では法律で定める登録要件の他に、JIA で定めた要求事項があります。JIA でクリーンウッド法の登録を受ける事業者は JIA の要求事項への順守も求められます。

3. 登録までの流れ

1) 見積もり

登録申請書の該当箇所をご記入いただき、メールでお送りください。

2) 申請

登録申請書の必要事項をすべてご記入いただき、添付資料及び登録免許税の納付記録と共に JIA にメールでお送りください。

尚、第一種木材関連事業者として申請する場合は、申請範囲に第一種木材関連事業に係るすべての部門、事務所、工場及び事業場並びにすべての木材等の種類を含めなければなりません。

又、第二種木材関連事業者として申請する場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場、事業場又は木材等の種類ごとに登録が認められますので、適切な登録範囲を設定してください。

3) 申請受理およびご請求

申請書等を受領しましたら、登録申請（受理・不受理）通知書をご送付いたします。不受理の場合は理由を記載してご通知いたします。申請が受理されましたら、審査登録費用のご請求をいたします。

4) 契約の締結

署名した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく審査登録実施業務契約書」を2部お送りいたします。ご署名いただき、一部ご返送ください。

5) 審査

審査登録費用が、JIA の所定の口座に振り込まれたことが確認できましたら、登録のための審査を行います。基本的に書類審査を行います。書類審査は JIA で認定された審査員が行います。

下記理由により、所轄官庁の意見を伺い、現地への訪問審査を行う場合もあります。

- 第一種木材関連事業者であって、輸入木材の伐採地が不明な場合
- 第一種木材関連事業者であって、木材関連法への順守状況に疑義が生じている場合
- その他、JIA が負う可能性がある登録実施の瑕疵責任に伴うリスクが生じると判断した場合

下記の申請者の場合は、別に定める JIA の要求事項「JIA 要求事項 P300」が適用されます。

- 第一種木材関連事業者が、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン平成18年2月（林野庁）の「個別企業等の独自取組みによる証明方法」を選択して合法証明を行う場合
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき木質バイオマス燃料を電力供給事業者に供給する場合

6) 判定

審査が終了しましたら、審査員は報告書を作成し、認証技術部長に登録の推薦をします。認証技術部長は審査が適切に実施されたことを確認し、登録の可否を決定します。

7) 登録

登録された事業者へは JIA から登録証が送付されます。登録証には登録された範囲や登録番号が記載されています。

8) 公示

登録された事業者は、JIA の HP で公示されます。公示内容は以下の通りです。

- 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
- 木材等の製造、加工、輸入、輸出もしくは販売する事業、消費者向けに木材等の販売をする事業、木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業、木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業の別
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- 登録年月日及び登録番号

9) 年一回の報告

登録された申請者は、少なくとも年に一度、一年間の取り扱い重量、面積、体積又は数量の見込みを JIA にご連絡ください。報告のための様式は JIA からお送りいたします。

10) 定期審査（年次審査）／更新審査

通常、登録期間中の 5 年間は年一回の報告を受けるだけですが、上記 5) により、現場での確認が必要な事業者や JIA の要求事項が適用される事業者の場合は、定期審査を受けなければなりません。定期審査は特別な場合を除き、登録基準日から 1 年以内に毎年実施し、更新審査は 5 年に一回実施いたします。更新審査は更新を希望する場合、すべての事業者が受けなければなりません。年間維持、更新審査又は審査費用がかかります。

4. 登録抹消の場合の公示

登録が抹消された場合は、下記事項を JIA ホームページで公示いたします。

- 登録が抹消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
- 登録を抹消した年月日
- 登録が抹消された者の登録番号

5. JIA への報告

申請者は JIA に申請書及び登録証に記載されている内容に変更が生じた場合は、速やかに報告をしなければなりません。

6. 木材を譲り渡す時に必要な措置

申請者は、クリーンウッドの適合を受けた材を譲渡する際に、例えば下記のような措置をと

らなければなりません。(建設業、バイオマス発電を行っている場合等を除く)

- 確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合はその旨を記載
- 登録、認証又は認定を受けている場合その旨を記載
- カタログ、ホームページ等に、合法性の確認された木材等であることを記載

ただし、販売先等の事業者がカタログやホームページ等の情報を確認出来なければ適切な情報提供の手段とは言えないため、納品書等にも情報を記載する等の配慮が望まれます。

FQA

Q1: 申請書とともに提出すべき記録については、申請時点ですべて提出する必要がありますか？

A1: 申請書と一緒に、少なくとも以下の記録を添付ください。それ以外の記録類は、後にご提出いただくか、JIA からご提出をお願いさせていただきます。

- 1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 2) 定款又は寄付行為
- 3) 登録申請対象の木材が合法的な伐採および流通がなされたことを証明する供給者毎の「合法性確認書類」1 ロット分の記録

どのような「合法性確認書類」が必要であるかは林野庁の「クリーンウッドナビ」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html>

等をご参照ください。

Q2: 登録を受けるとよいことはありますか？

A2: 自らが責任を持って違法な伐採でない木材の流通を行っていることが公表できます。登録事業者として業務を行うことにより、顧客からの信頼性や与信を高め、木材取引が容易になることが期待できます。登録された事業者は、クリーンウッド法における「登録木材関連事業者」であるということがアピールできます。

Q3: 登録までにどのくらいの期間がかかりますか？

A3: 第1種木材関連事業者と第2種木材関連事業者では審査の内容が異なりますので、一般的に登録までの期間は異なります。

申請内容に不備がなければ、

- 第1種木材関連事業者＝2週間～1ヶ月
- 第2種木材関連事業者＝1週間

程度を予定しています（申請の状況によっては、目安より時間を要する可能性があります）。

Q4: 費用はどのくらいかりますか？

A4: 登録実施のためにかかる費用は、最低で5.5万円です（委任申請の場合を除く）。

第1種木材関連事業者の場合と第2種木材関連事業者の場合では異なります。第2種木材関連事業者の場合は5.5万円程度で済む場合もあります。遵法性の評価に疑義が生じていたり、出所が不明な地域から木材の仕入れを行っていたりする場合は、所轄官庁の指示に従い現場審査を伴う場合もあり、その場合は現地での確認審査を行うために数十万円になるこ

クリーンウッド法の登録を受けるために P201

Rev.11

ともあります。

お見積もりについては認証グループにお問い合わせください。

Q5: 罰則はありますか？

A5: クリーンウッド法の登録木材関連事業者とならないからといって、罰則を受けることはありません。しかし、登録されていないのに登録木材関連事業者であるように示唆したり、違法な伐採であることがわかっていて取引を続けていたりするなど悪質なケースには罰則が適用されます。詳しくは下記 HP をご確認ください。

林野庁 クリーンウッド法の概要

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428AC10000000048

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-1kisoku.pdf>

木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-1kisoku.pdf>

<お問い合わせ先>

一般財団法人日本ガス機器検査協会

検査認証事業部 認証技術部 認証グループ

森林 EPA チーム

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10

TEL : 03-3586-1686 / FAX : 03-5570-5992

Email : epa01@jia-page.or.jp